

平成31年度京都支部事業計画骨子(案)について

(1) 基盤的保険者機能関係

① 現金給付の適正化の推進

- 不正の疑いのある事案については、保険給付プロジェクトチーム会議の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実な事務処理を実施する。

② 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- 多部位かつ頻回の申請について、加入者への文書照会を強化するとともに「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

③ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

(1) 基盤的保険者機能関係

④ サービス水準の向上

- ▶ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。
- ▶ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日)を遵守する。

⑤ 限度額適用認定証の利用促進

- ▶ 事業主や健康保険委員に対して広報を実施するとともに、地域の保険医療機関の窓口に申請セットを設置いただくことに加え、入院時等に申請セットを手渡していただく等協力を依頼し利用促進を図る。

拡大

「医療機関を対象とした限度額適用認定証利用促進」

- ・医療機関内に協会けんぽ加入者を対象とした限度額認定申請書セットとセット専用クリアケースを設置
- ・加入者に対する迅速な申請書の提供
- ・郵送のやり取りに対する郵送料の軽減
- ・郵送化率及び限度額認定証使用率の向上
- ・支部における窓口来訪者件数、電話照会件数、高額療養費申請件数の削減

⑥ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ▶ 回答率の向上に向け未提出事業所への勧奨を行い、未送達事業所を調査し、送達の徹底を行う。

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

《保険証回収》

➤ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底し、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

《債権回収》

➤ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

⑧ 効果的なレセプト点検の推進

➤ 点検員のスキルアップを図るため、査定事例の集約・共有化を進め、自動点検システムを活用した効率的な点検を徹底する。

(2) 戦略的保険者機能関係

① データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

《生活習慣病予防健診受診率向上》

➤ 健診機関との連携を強化し、健診枠や集合健診会場の拡大、定期健診から生活習慣病予防健診への切り替えを促進する。

《被扶養者特定健診受診率向上》

➤ 「無料」「近隣」「充実」した利便性の高い魅力的な健診を企画し、的を絞った効果的な広報を行う。

新規

「かかりつけ医との連携強化による受診勧奨」

・かかりつけ医療機関に受診勧奨チラシ等を設置するなど、かかりつけ医と連携した受診者増加を図る。

《事業者健診データの取得率向上》

➤ 京都労働局及び京都府と連携した取り組みを行い、事業主が趣旨を理解のうえ提供に同意いただけるよう働きかけを強化する。

(2)戦略的保険者機能関係

ii)特定保健指導の実施率の向上

➤ 健診受診後、そのまま保健指導初回面談を受けられるよう健診機関への働きかけを強化する。

【パイロット事業】 資料P12～

新規

「健診サポート機関の設置によるワンストップヘルスケアサービスの提供」

・健康に対し関心が高まっている健診当日に健診サポートを行うことで、未治療者の受診率向上、特定保健指導実施率向上など、健診をきっかけとした本来あるべき適切な行動変容に導く。

➤ 当日保健指導ができなかった方には、支部保健師のほか外部専門機関を最大限活用し、後日の保健指導ができる体制を構築する。

➤ 平成30年度の運用の見直しを踏まえ、保健指導を開始した方が継続して取り組みできるような支援方法に移行する。

(2) 戦略的保険者機能関係

iii) 重症化予防対策の推進

- 糖尿病性腎症重症化予防に向けた研究を行う。

【調査研究事業】

継続

「京都支部加入者の健診結果に基づくCKD重症度分類と生活習慣の関連に関する調査研究」

- ・平成30年度から継続採用
- ・京都大学と共同研究の実施

- 健診の結果、医療機関への受診が必要な方へ電話等による受診勧奨を行う。
- 糖尿病性腎症患者の人工透析移行防止を推進するため、糖尿病専門医と連携した保健指導を実施する。
- 京都府糖尿病重症化予防戦略会議の委員として、京都府の糖尿病重症化予防に向けた基盤整備や保健指導体制の構築に関与する。
- LDLコレステロール高値者への取り組みを強化する。

新規

「LDL高値者への文書案内」

- ・健診の結果、LDLコレステロール値が高く、受診医療機関への受診や生活習慣の改善が必要な方に啓発チラシの送付など、ハイリスクアプローチを行う。
- ・LDLコレステロール値が高い特定保健指導対象者に対し、初回面談時に最適な行動目標を設定するため、過去のデータを分析し、補助ツールを作成する。

(2) 戦略的保険者機能関係

iv) コラボヘルスの推進

➤「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」エントリー事業所数の更なる拡大

➤健康宣言事業のフォローメニューの充実(健康経営講座・セミナー開催)

新規

「健康宣言事業所における健康経営講座」

・宣言後になかなか変化が得られない、十分に活用できていないといった意見より、フォローアップとして、課題解決のための健康経営講座を実施

拡大

「健康宣言事業の実施」

- ・健康事業所宣言をしている事業所へのサポート。
- ・事業所への健康宣言勧奨
- ・事業所への健康測定機貸出
- ・宣言事業所へのポスター、リーフレット等の配布
- ・宣言事業所向けセミナー開催

➤関係団体、自治体と連携した健康経営及び健康づくり事業の推進

「京都府・市町村・関係団体と連携した健康づくり事業」

拡大

- ・市町村と協働した、医療費適正化や健康づくりに関する取組の実施
- ・きょうと認証制度とあわせた健康経営を進める事業所の拡大とフォローアップ
- ・行動変容につながる案内と市町村単位による各種データから見た統計分析
- ・健康づくりイベントの共同実施

(2)戦略的保険者機能関係

②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

▶ 定期広報誌、メールマガジンによる情報発信

(広報誌)①健康保険きょうと 年12回 ②社会保険きょうと 年12回 ③京都だより 年4回

(メールマガジン)①一般加入者向けメールマガジン(毎月)

②健康保険委員メールマガジン(偶数月)

▶ 健康保険委員委嘱者数の拡大

拡大

「健康保険委員および健康宣言事業所との連携強化、フォローアップ事業」

- ・セミナー・座談会などを通じ、生の声を聞くことで認識のギャップを埋め、ニーズにこたえる
- ・取り組みを行う
- ・事業所が抱える健康課題の把握

▶ 健康保険委員研修会【年2回】

▶ 健康保険委員表彰の実施

▶ 健康経営セミナーの開催

③インセンティブ制度の本格導入

▶ 平成30年度実施結果の検証と制度の周知広報

拡大

「加入者理解率向上に向けた事業」

- ・保健事業への参画やジェネリック医薬品の促進を目的に、メディア系媒体を利用した広報することにより、インセンティブに係る各指標(受診率・実施率等)の向上を図る。

(2)戦略的保険者機能関係

④ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリック医薬品軽減額通知の実施【年2回】
- 関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会、京都府後発医薬品安心使用対策協議会、国民健康保険運営協議会等)へのデータを活用した情報提供及び連携事業
- 事業主、健康保険委員への情報提供
- 加入者に対する広報の強化
- ジェネリック医薬品、服薬管理等に関するセミナーの実施
- 京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携

【パイロット事業】 資料P18～

新規

「薬局に対するジェネリック医薬品促進事業」

- ・薬局ごとの医薬品処方状況から、よく使用されている先発医薬品を抽出し、その先発医薬品にかかるジェネリック処方状況をGISを用いて地域別にお知らせ。
- ・薬局において、近隣医療機関の処方動向や医薬品流通経路等の地域の状況に応じた最適なジェネリック医薬品の在庫管理を行うことで、ジェネリック使用促進につなげる。

⑤地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

- 医療審議会、地域医療構想調整会議での意見発信

(3)組織・運営体制関係

①組織や人事制度の適切な運営

- 事業運営方針発表会の実施【年2回】
- 人事評価制度の適切な運用
- コンプライアンス、個人情報保護の徹底及びリスク管理の実施

②人材育成

- 職場での実践教育(OJT)と、研修・自己啓発(Off-JT)を効果的に組み合わせた人材育成の実施
- 外部講師を活用した支部内研修の実施

③費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 調達審査委員会による調達コスト削減等の適切な調達の実施及び、調達結果の公表による透明性の確保
- 適正な企画競争の実施
- 複数社見積もりによる調達の実施
- 1者による随意契約の削減
- 消耗品の削減(前年比減)、節電(前年比減)

**健診サポート機関の設置による
ワンストップヘルスケアサービスの提供
～もう健診機関とは呼ばせない～**

【26京都支部】

健診サポート機関の設置によるワンストップヘルスケアサービスの提供

～もう健診機関とは呼ばせない～

現在、協会が委託契約している生活習慣病予防健診と特定保健指導については、一体的な契約体系となっていないため、健診がゴールとなってしまう、健診をきっかけとした行動変容が期待以上に図れていない。

保険者としては、本来あるべき適切な行動変容を啓発するためにも、健診がゴールという現在の状況を是正する必要がある。

そこで、健診機関の役割を再定義し、健診実施時の初期に横断的な健康サポートを実施していく「健診サポート機関」の設置を積極的に進め、健診機関に対し最も効果的、効率的な健診直後での健康サポートに向けた意識の変革を促し、更に予防におけるゲートキーパー機能の担い手としての役割を期待するものである。

※「健診サポート機関」 健診実施者全員に対して当日検査結果に基づく健康相談面接を実施する機関

➤ 事業スキーム

生活習慣病予防健診及び特定保健指導の委託契約を締結している健診機関において、健診の流れに健診サポートを組み込み実施する。(医師、保健師、看護師)

なお、健診サポートは当日健診結果等を踏まえ健診受診者全員を4パターンに分類し、適切な行動変容を促せるよう効果的なサポート面談を2～3分で実施する。

I 要治療者、要精密検査者への受診勧奨。

II 特定保健指導対象者への健診当日特定保健指導実施勧奨。

III 喫煙者への禁煙指導や問診票に基づく生活習慣改善指導。(歯科検診への誘導)

IV 異常なし者への生活習慣の確認。

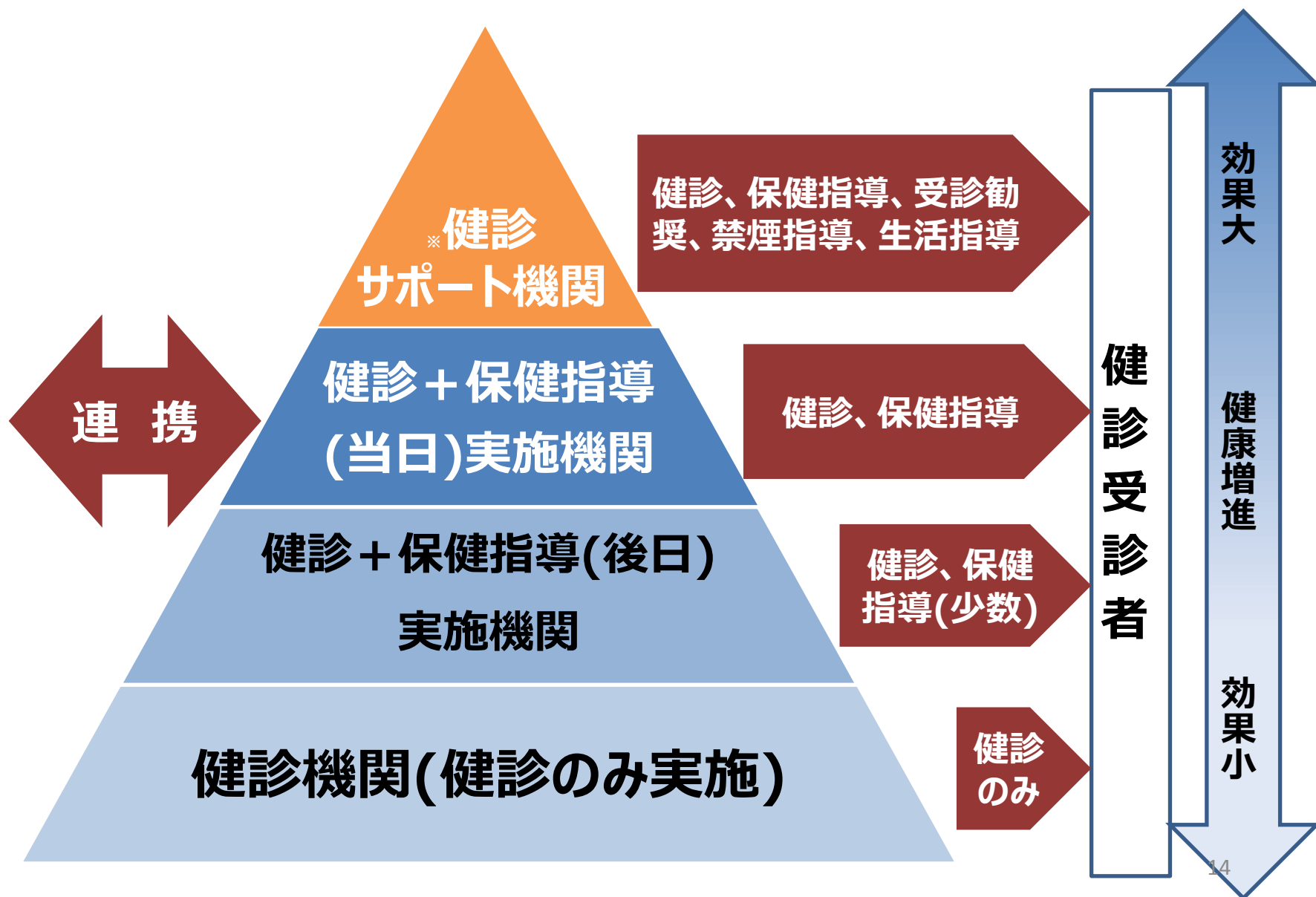
➤ 評価指標と期待される効果

健康に対し関心が高まっている健診当日に健診サポートを行うことで、未治療者の受診率向上、特定保健指導実施率向上など、健診をきっかけとした本来あるべき適切な行動変容に導くことができる。

健診機関と連携した健診サポートイメージ図



全国健康保険協会
協会けんぽ
京都支部



京都支部における現状と期待する姿

京都支部の現状

健診サポート
機関

健診＋保健指導
(当日)実施機関

21 機関

健診＋保健指導(後日)実施機関
7 機関

健診機関(健診のみ実施)

32 機関

将来期待する姿

健診サポート
導入

健診サポート
機関

健診、保健指導、生
活改善指導、受診勧
奨等

健診機関(健診しか出来ない機関)

健診サポート機
関と健診機関と
色分けした周知
による加入者の
意識改革及び
サービスの拡大

➤ 事業の費用対効果

- 健診サポート実施予定者16,000名のうち特定保健指導に該当すると推測される約2,600名のうちの30%である約800名の特定保健指導実施に結びつく。

➤ 他支部での実現可能性

- 健診機関の体制さえ整えば、それ以外の地域的事情はないため、全支部で実施可能。
また、健診機関で提供できるサービス内容を加入者にわかりやすい情報として伝えることで、健診機関すべてでの特定保健指導実施体制構築を図ることが出来る。
- 生活習慣病予防健診結果データ作成ツールVer3.01でシステム改修済みのため、全支部で協会システムを活用し健診サポート委託費の支払いが可能。

薬局に対する地域別ジェネリック医薬品処方状況
のお知らせ

【26京都支部】

薬局に対する地域別ジェネリック医薬品処方状況のお知らせ

薬局ごとの医薬品処方状況から、各薬局でよく使用されている先発医薬品を抽出し、その先発医薬品にかかるジェネリック処方状況を地域別にお知らせすることで、薬局において、近隣医療機関の処方動向や医薬品流通経路等の地域の状況に応じた最適なジェネリック医薬品の在庫管理が可能となり、ジェネリック使用促進につながる。

➤ 事業スキーム

薬局ごとのジェネリック使用データから通知対象医薬品を抽出。GISを活用し当該医薬品の薬局所在地域におけるジェネリック医薬品使用状況を通知する。

通知後のアプローチとして、京都府および薬剤師会と協働の薬局訪問によるヒアリングを想定している。（京都府後発医薬品重点地域使用促進モデル事業との連携）

➤ 評価指標と期待される効果

- アウトプット：ジェネリック使用が進んでいない（使用割合が府平均未満）薬局に対して通知を送付（300件程度）
- アウトカム：通知薬局における通知対象薬効分類のジェネリック使用割合が京都府平均以上に上昇する。

➤ 評価方法

- 通知後のレセプトデータから通知対象薬局における対象医薬品のジェネリック使用割合を検証。

➤ 事業の費用対効果

- ジェネリック使用割合（数量）が府平均未満の薬局における、金額ベースのジェネリック使用割合は府平均を約4.5%下回っている状況である。本事業によりこれが1%改善すると、ひと月で約700万円の医療費削減効果がある。

全国展開による規模拡大に比例して増える費用は郵送費のみであるため、全国展開により費用対効果が高まるものと考えられる。

➤ 他支部での実現可能性

- 本事業に地域的事情はないため、他支部でも実施可能。全国展開の際には、本部から提供されているジェネリック情報提供ツール（薬局向け）の表示内容を追加する方法を想定。